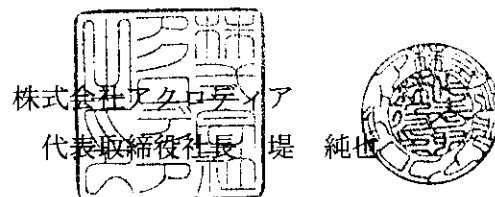


# 改善報告書

平成 22 年 8 月 27 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇 殿



このたびの過年度決算短信及び有価証券報告書等の訂正の件について、有価証券上場規程第 502 条第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

## 1. 経緯

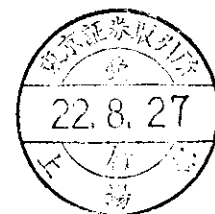
### (1) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯

#### ① 端緒

当社及び当社の子会社である株式会社 AMS（以下「AMS」という。）が過去に行った取引の一部について、不適切な会計処理が行われていた疑いが生じたことから、①不適切と疑われる取引及びその会計処理に係る事実の正確な把握、②不適切と疑われる取引及びその会計処理が発生した原因の究明、並びに③再発防止策等の検討を行うために、平成 22 年 5 月 10 日に内部調査委員会を設置した上で過去の取引に関して、関連資料を収集し、社内外の関係者に対するヒアリングを実施する方法で調査を行いました。

なお、内部調査委員会の構成は、取締役副社長國吉芳夫を委員長として、管理部 2 名、内部監査室 2 名となっております。

そして、調査の対象とした個々の取引の妥当性、経済合理性、手続等について検討した結果、過去に行われた取引の一部について、当時認識していた取引と実体に差異があり、その実体に応じた会計処理がなされていなかった可能性が高いことが判明し、当社の連結業績に影響を与える虞のある不適切な会計処理が行われていた可能性が高いとの判断に至りました。



## ② 外部調査委員会の設置

当該取引の経緯に関する事実関係を迅速に解明し、当社の連結業績に与える影響等を見極めるべく、内部調査委員会による内部調査の結果を踏まえて、事案の解明を行うこと、また当社及びAMSの会計処理に関する修正の要否について意見を述べるとともに、不適切な会計処理が行われるに至った背景事情を明らかにした上で、当社に対する再発防止策の提言を行うことを目的として、当社とは利害関係を有しない、以下の3名の弁護士及び公認会計士で構成される外部調査委員会を平成22年7月14日の取締役会決議をもって設置しました。

|     |       |                     |       |
|-----|-------|---------------------|-------|
| 委員長 | 高野 利雄 | 高野法律事務所             | 弁護士   |
| 委員  | 中久保満昭 | あさひ法律事務所            | 弁護士   |
| 委員  | 山田 重嗣 | 弁護士法人 曾我・瓜生・糸賀法律事務所 | 公認会計士 |

そして、外部調査委員会は、当社が提出した調査資料を検討したほか、当社及びAMSの役職員、社外の取引先関係者計14名に対してインタビューを実施する形で調査を行いました。

## ③ 外部調査委員会による調査結果

当社は、平成22年8月13日、外部調査委員会から調査報告書を受領しました。調査の概要は、平成22年8月13日付当社プレスリリース「不適切な会計処理等に関する調査結果等のご報告」にて開示したとおりですが、当該調査報告書では、以下の会計処理について修正すべきであるとの指摘がありました。

### ア. 修正の背景事情について

AMSが設立された平成19年当時、当社は、アクロディアの業態に相応しい新規事業の発案及び立上げ等、当社の業容拡大に向け、何ら契約関係のない外部関係者（以下「X氏」といいます。）に、顧問的立場でのアドバイスを要請していました。

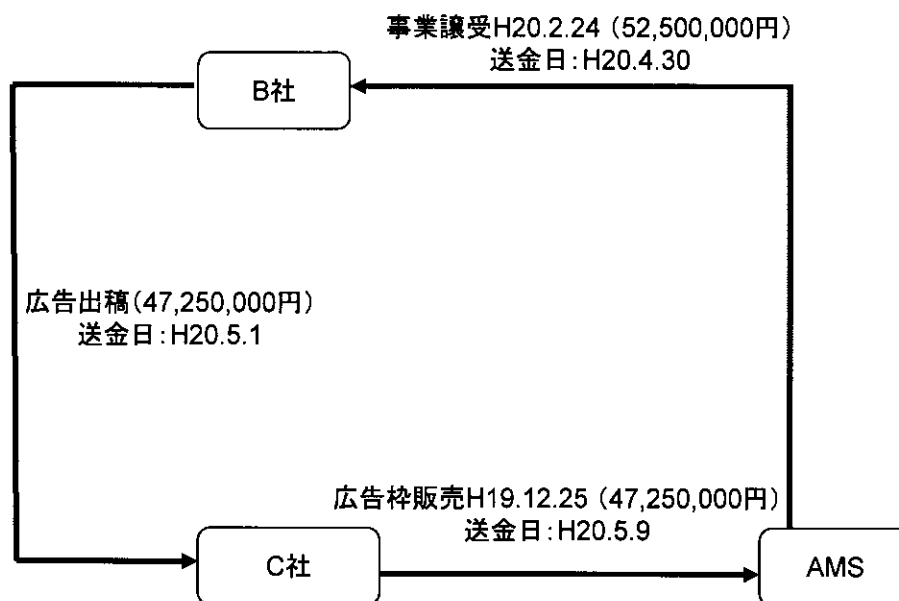
しかしながら、外部調査委員会の調査の結果、X氏は、資金の流れの上では循環していると思える取引を、主導的に行っていたことが判明しました。

そして、外部調査委員会の調査により、当社としては、売上水増し等の粉飾の意図はなかったものの、X氏の紹介を受けて当社が行った一連の取引は、X氏が当社代表取締役を「金づる」と考え、さらなる資金を引き出そうとの思惑の下に主導して行った取引であると認められ、短期間でAMSを起点に資金が循環している取引については、契約実体の存在を積極的に裏付ける事実が確認できない限り、契約実体の存在を認めることには問題があるとの判断がなされました。

イ. 修正を要する個別取引について

外部調査委員会が、個々の取引ごとに資金の客観的な流れを踏まえ、決算訂正を要するものと認定し、当社としても決算訂正を行うこととした取引及び訂正の理由は、以下に述べるとおりです（以下のスキーム図は、いずれも「株式会社アクロディア外部調査委員会調査報告書（要旨）」より抜粋。）。

(ア) AMS・B社間のサイト購入契約等について



AMS は、設立当初、コンテンツを作成し、コンテンツプロバイダーにライセンスすることで収益を上げるコンテンツ事業を中心に業務を行っていましたが、このような業態では業容の拡大が難しいため、同社の取締役であった新田朋晃（以下、「新田」といいます。）を中心として、新規事業としての広告事業の立ち上げを検討していました。もっとも、新田は、広告事業について未経験であったことから、顧問的立場にあった X 氏を通じ、広告事業に詳しい Z 氏の紹介を受け、広告事業の立ち上げについて具体的検討をすすめました。

広告事業立ち上げの方法につき、AMS では、早期に業績を出したいとの意向がありましたが、ゼロから広告事業を立ち上げると、事業が軌道に乗るまでに相当の時間を要することから、X 氏の助言もあり、既に会員資産がついているサイトを購入するのが妥当との判断に至り、平成 19 年 9 月 25 日の当社取締役会において、広告サイトの営業権の取得について決議し事業を開始することとなりました。

そこで、AMS は、平成 20 年 2 月 24 日、B 社から、amskarat というサイト

名のサイトの営業権を代金 5000 万円（税別）で購入し、他方で、平成 19 年 10 月 20 日付で、C 社との間で、AMS が取り扱うサイト（B 社から購入したものととは別の、amsheat というサイト名のもの）に広告を掲載する旨の広告取扱の基本契約を締結しました。

この点、外部調査委員会は、AMS→B 社→C 社→AMS と短期間で資金が循環しており、AMS・B 社間のサイト購入取引（代金額 5200 万円）及び広告出稿取引（4725 万円）については、契約実体が認められないので、決算訂正を要すると判断しましたが、当社としても広告出稿の具体的な裏付がなかったこと等の事情に照らし、契約実体が認められず、決算訂正を要すると判断いたしました。

(イ) EC 事業関連取引と資金循環にかかる各取引について

AMS 及び当社では、X 氏からの提案をもとに、平成 19 年秋ごろから新規事業として EC 事業立ち上げについて検討をすすめ、平成 20 年 10 月 28 日の当社取締役会において、AMS で EC 事業を開始することを決議しました。

AMS では、新規事業として EC 事業を開始するにあたり、ベースとなるソフトウェアを購入してカスタマイズすることで、早期に収益につなげていくことができると考え、X 氏も、以前の勤務先である L 社の EC システムを開発した経験があったことから、当該システムをベースに開発することを助言しました。

そこで、AMS は、D 社より、EC システムのベースとなるソフトウェア（以下「本件ソフト」といいます。）を平成 19 年 12 月 15 日及び平成 20 年 11 月 1 日に、それぞれ 4 億 1000 万円、3 億 200 万円（ともに税別）で購入することとなりました。本件ソフトの購入については、X 氏から、当初、M 社と取引してほしい旨の依頼があったものの、M 社の意向により、D 社を直接の取引相手とすることとなりました。

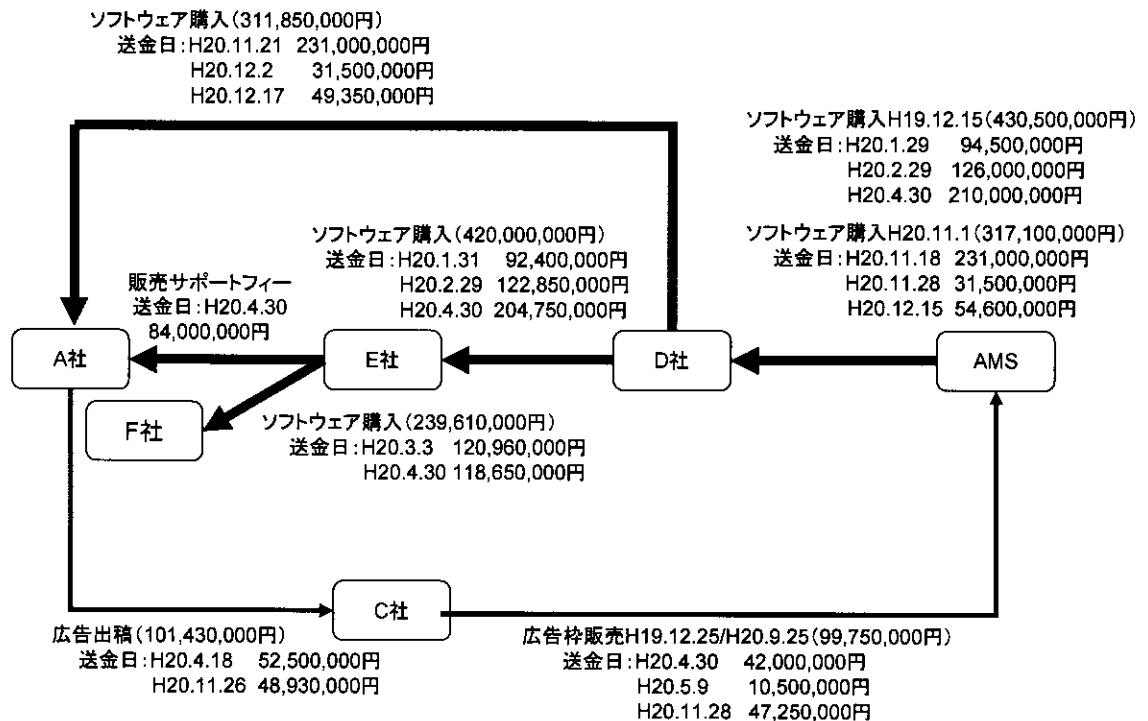
この本件ソフトは、X 氏が株式を 100% 保有する会社において保有していたソフトウェアを、過去に M 社に依頼して L 社向けのシステムにカスタマイズしたもの（このカスタマイズされたソフトを「半製品」といいます。）がベースとなっていました。X 氏が、この半製品について著作権を含めた何らかの完全な利用権を保有しているとは認定することはできないことが判明しました。

以上より、上記半製品は、前述の X 氏の意図により、高額で売却されたもので、それが何らかの経済的な価値を有するとしても、「ノウハウ」の域を出るものではなく、権利性には疑義があるといわざるを得ず、後述するように、当該売却代金が資金循環の原資となったものであることをも考慮すると、当社としても、資産として計上することは会計上不適切であり、修正が必要になるとの

判断に至りました。

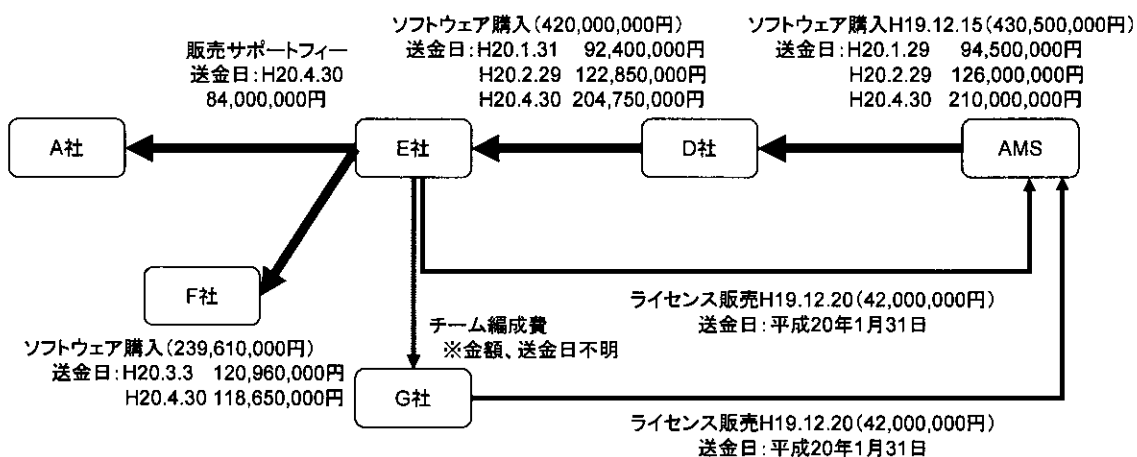
また、外部調査委員会は、AMS が D 社から合計 7 億 4760 万円（税込）でソフトウェアを購入したことを通じて、E 社並びに X 氏の保有会社である A 社及び F 社に金銭が支払われた取引と、以下の各取引は、資金が循環しており、契約実体が認められないか、又は契約実体の存在が疑わしいので、決算訂正を要すると判断しました。

i. AMS・C 社間の広告取扱契約について



上記 (ア) において言及した AMS と C 社との間の広告取扱契約を通じ、A 社が C 社に入金し、その資金が AMS に入金された広告関連取引 (9975 万円) については、広告が AMS のサイトに実際に出稿されたことの確認をとることができなかつたこと等の事情に照らし、実体の存在が疑わしいことから、当社としても、決算訂正を要すると判断しました。

ii. VIVID UI エミュレーターのライセンス取引について



AMSは、平成19年12月20日、G社に対し、きせかえツール作成支援ツールであるVIVID UI エミュレーター（機種毎にきせかえツールを作成する作業を省力化するもの）を使用し、きせかえツール・コンテンツのみを作成する非独占的権利を代金4200万円（税込）として許諾し、同日、E社に対しても、同じ条件でVIVID UI エミュレーターの使用を許諾しました。

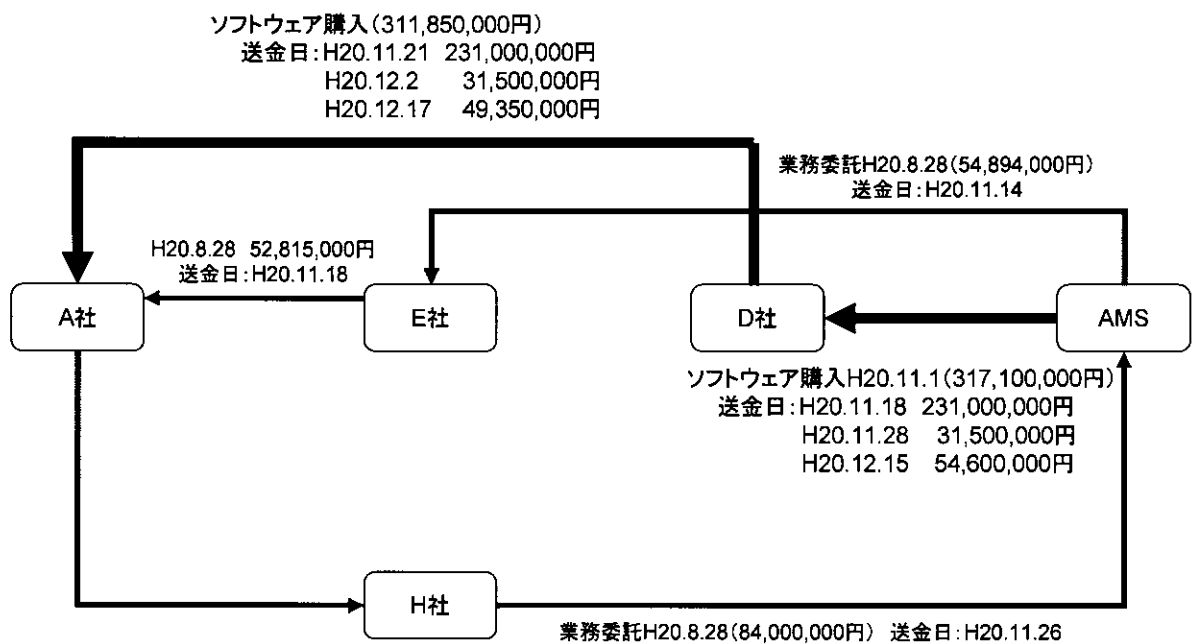
他方、AMSがD社から購入した本件ソフトは、D社がE社から購入して代金を支払い、またG社はE社から資金の融通を受けていたことが判明いたしました。

そして、E社及びG社は、上記の資金を元手にして、AMSに対して、VIVID UI エミュレーターのライセンス料を支払っていることが明らかになりました。

したがって、AMSが本件ソフトを購入し、その結果生じたD社からE社に対する支払いがなければ、当該ライセンス取引が実現しなかった可能性が高い等の事情に照らし、当社としても、決算訂正を要すると判断いたしました。

また、当社のAMSに対するVIVID UI エミュレーターのライセンス売上（4200万円×50%×2）は、AMSがE社及びG社に対して売り上げたことを前提とした売上であるので、同様に訂正を要することになりました。

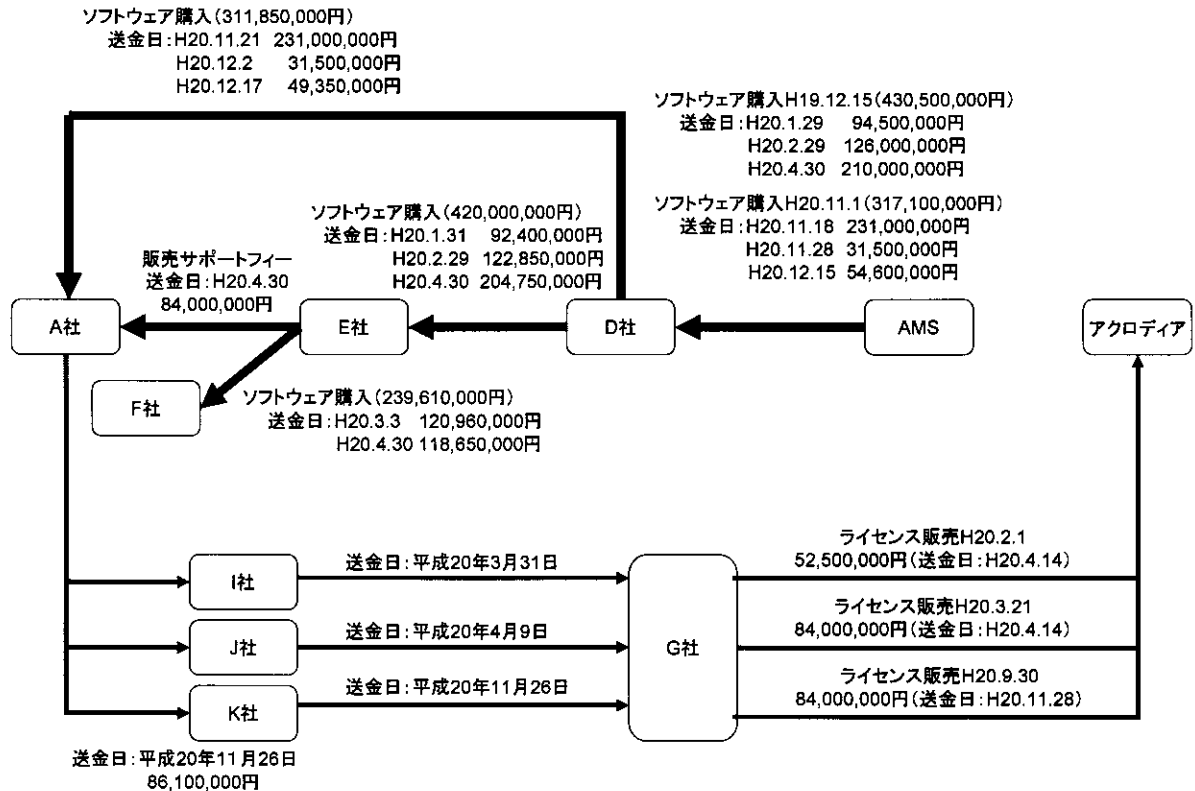
iii. 「A社からH社を経由して、AMSに入金された業務委託取引（8400万円）及びAMSからE社に委託したサイト構築・コンテンツ作成取引（5400万円）」について



X氏が会社資金の調達やサイトのサーバー運営等を担当していたH社について、X氏のアレンジにより、H社からE社に対し、UIコンテンツ及びそれらコンテンツを配信するためのWebサイトの一括開発の要望がなされましたが、新田がAMSの予算達成を目的としてX氏に協力を仰いだことを契機として、両者間の取引にAMSを介在させることになりました。その結果、AMSからE社に対して、平成20年8月28日付で、サイトの構築及びコンテンツ作成にかかる合計代金5228万円(税別)の業務委託を行い、同日付で、H社からAMSに対して、サイト構築、コンテンツ作成及びディレクション(その他一般管理費用を含む。)として、合計代金8000万円(税別)の業務委託を行うことになりました。

しかし、AMSが、H社との契約に基づいて納品した成果物及び作業内容の一部について確認することができず、手数料相当額以上の売上実体は認められないものと考えられること、また当該納品成果物が、H社においてその後、活用された形跡がなく、かつ、H社から支出された8400万円について、H社代表者が関知しておらず、同資金はX氏が手当てした旨の供述が得られていること、及び一連の資金の流れから見て、当社としても、その実体の存在が疑わしく、決算訂正を要すると判断いたしました。

iv. VIVID Touch のライセンス取引 (2 億 2050 万円) について



いずれも X 氏が関与する中で、次のとおり、当社から G 社を通じて I 社、J 社、K 社に対して、VIVID Touch のライセンスが再実施されることになりました。

- (i) I 社に対するライセンスは、平成 20 年 2 月 1 日に、当社と G 社との間でソフトウェアライセンス契約を締結し、同年 3 月 21 日付で同社との間で覚書を締結した上、代金 5250 万円 (税込) で実施されましたが、当該代金の全額が、X 氏からの I 社関連ファンドへの預託金で賄っているものと認められ、また、当初予定していた用途に本システムが利用された事実は認められず、かつ購入前後を通じその活用が真剣に検討された事実は認められませんでした。さらに、同ライセンス料は、ライセンスを買い戻す形式で最終的に X 氏が負担しており、I 社が負担した事実も認められませんでした。したがって、当社としても、上記のいずれの取引も、その実体の存在が疑わしく、決算訂正を要すると判断しました。

(ii) J社に対するライセンスは、上記ソフトウェアライセンス契約に基づき、平成20年3月21日付でG社との覚書を取り交わした上、代金8400万円(税込)で実施されましたが、当該代金の全額が、X氏から支出されており、同社の計算において代金が支出された事実は認められませんでした。また、I社と同様J社においても、当初予定したと説明されている用途に本システムが利用された事実は認められず、かつ購入前後を通じその活用が真剣に検討された事実も認められませんでした。さらに、同ライセンス料は、ライセンスを買い戻す形式で最終的にX氏が負担しており、J社が負担した事実も認められませんでした。したがって、当社としても、上記のいずれの取引も、その実体の存在が疑わしく、決算訂正を要すると判断しました。

(iii) K社に対するライセンスは、上記ライセンス契約に基づき、平成20年9月30日付でG社と覚書を取り交わした上、代金8400万円(税込)で実施されましたが、Kは、X氏が株式を100%保有している会社であり、同社の再ライセンス代金8400万円は、その全額が、同じくX氏が株式を100%保有するA社から支出されていました。また、上記の例と同様、当初予定したと説明されている用途に本システムが利用された事実は認められず、かつ購入前後を通じその活用が真剣に検討された事実も認められませんでした。したがって、当社としても、上記のいずれの取引も、その実体の存在が疑わしく、決算訂正を要すると判断しました。

#### ウ. 本件取引の関与者について

当社代表取締役は、X氏との個人的な関係に基づき、同氏関連事業に出資していたものの、上記アにおいて述べましたとおり、本件取引は、X氏が主導して行っていたものであり、当該出資と当社及びAMSの取引との間の直接的な関連性を認めることはできず、これらの取引を生じさせることを意図して出資が行われたと認めることはできないと判断されています。また、本件における一連の取引は、上記イのとおり、EC事業を担当していた新田のほか、コンテンツ事業を担当していたAMS前代表取締役(その後、取締役)の黒岩司(以下「黒岩」といいます。)も関与しておりますが、上記2名の取締役は、X氏の真意や資金循環の意図・状況を把握しないまま、取締役会への上程や契約書の締結等の社内手続きを行っておりました。

加えて、一連の取引について、当社又は当社代表取締役が、X氏との通謀による売上水増等の粉飾を意図して行った循環取引であると認定することもできな

いと判断されています。

## (2) 過年度決算訂正の内容

外部調査委員会による報告内容を踏まえ、当社は、平成 20 年 3 月期から平成 22 年 8 月期までの決算訂正を行いました。過年度の連結業績訂正の内容は、別紙 I のとおりです。

## 2. 改善措置

### (1) 不適切な会計処理が行われた直接的原因及び背景的要因と現状の対応

#### ① 直接的原因

今回の不適切な会計処理につながる取引が行われた直接的原因としましては、新規事業の発案、立上げに際し、外部者である X 氏に支援を要請したこと、その結果として X 氏が提案した新規事業について、専門的知識を有する者が社内になかったため十分な検討が不足していたこと、の主にこの 2 つの事情が挙げられると考えております。

#### ア. 新規事業の発案及び立上げに際し外部者である X 氏に代表取締役社長である場が支援を要請したこと

今回の一連の取引は、携帯電話の販売台数が減少し続けていた市場環境下、既存の携帯向けミドルウェア製品のライセンス販売のみでは今後の成長戦略を描くことは困難であるという状況において、当社代表取締役と大学時代からの知人で、同じコンピューターシステム関係の企業で一緒に仕事をしていたことがあった外部者である X 氏に、それまでの IT 業界での実績及び手腕を見込み、新規事業の発案及び立上げ等業容拡大に向けての支援を要請したことが発端になっていると考えます。

#### イ. X 氏から提案された新規事業について、専門的な知識を有する者が社内になかったために、十分な検討が不足していたこと

支援を要請された X 氏は、外部から顧問的立場で支援するという一方で、EC 事業及び広告事業などの事業化を提案し、その提案を受けた当社は AMS を立上げ、当時の取締役であった新田及び黒岩を中心として各事業を立ち上げていくこととなります。しかし、X 氏が提案した新規事業については、専門的知識を有する者が社内になかったため、社内において十分な検討が行われず、後述のとおり経営監視体制が不十分な中で、X 氏が主導するような形での介入を許してしまったことも原因であったと考えます。

## ② 背景的要因

また、上記①に関連する、背景的要因として以下の内部統制上の問題点が挙げられると考えております。

### ア. リスク管理及びコンプライアンス意識が欠如していたこと

新規事業の発案、立上げに際し、旧知の仲とはいえ、何ら契約関係のない外部者に対し顧問的立場での支援を要請したこと、提案された事業について、専門的知識を要する者が社内になかったということもあり、金額の妥当性等について、十分な検討を行うことなく実施してしまったこと、また、新規取引先を開拓する際に、外部者から紹介された潜在顧客について、深度ある調査等を実施せず、外部者による当社取引関係の構築を許し、当社が期せずして、結果的に外部者の意図によって資金が循環するような取引が実行されてしまった点においては、当社のリスク管理体制は不十分なものであり、かつコンプライアンスに対する意識が欠如していたといわざるを得ませんでした。

### イ. 経営監視を十分に達成する体制がとられていなかったこと

今回の一連の取引に関しては、事後に経営会議及び取締役会に上程される案件が大半であり、事前の十分な検討が行われていませんでした。また、一部の取引については、事業規模に対して金額が高額であったにも係らず、担当者の説明が不足していたり、十分な検討を行うための資料が不足している状態で承認されていました。また、監査役からは、事後承認とならないように管理体制を整えるように指摘がなされていたにもかかわらず、十分な対応がとられていたとは言えませんでした。

### ウ. グループ会社管理が不十分であったこと

グループ会社管理規程は、平成 19 年 4 月に制定され、グループ会社管理の所管部門は社長室と決まっていたものの、実際対応できる知識と経験を持った者を配置しておらず、また管理の詳細が決められていなかったため、対応がされていませんでした。

### エ. 与信管理及び新規取引に係る調査が不十分であったこと

当社は取引開始の際には、与信管理マニュアルに基づき調査会社の評点を基に与信管理を行っていましたが、大手キャリアやメーカー等の既存の取引先以外との新規取引に際しては、取引経緯を確認するとともに、取引先の規模に応

じて実在性や支払い能力を確認する等、実効性のある与信管理を実施すべきでしたが、これが行われていませんでした。

オ. AMSにおける業務運営体制が不十分であったこと

今回の取引が行われた当時は、AMSにおける役職員が少なく、取締役は業務の執行や権限が集中していたことは否めません。また同社における適正な人員配置を実施しなかったために、稟議書等の重要な社内文書の作成、帳票等の受領、各資料の保管等の業務について適切に行われておりませんでした。加えて、適正な手続きを経ないで契約書への押印や支払い実行を行う等、牽制を効かせた形での業務運営ができませんでした。

③ 上記の要因に対する現状の対応

ア. リスク管理及びコンプライアンス意識が欠如していたことについて

当社は、平成 19 年 9 月 25 日に行動規範を含む「アクロディアグループ企業憲章」及び「内部統制に関する基本方針」を制定するとともに、役職員が遵守すべき基本事項について定めている「コンプライアンスマニュアル」を平成 19 年 12 月 18 日に制定しておりますが、継続的な周知徹底は不十分な状況にあります。

イ. 経営監視を十分に達成する体制がとられていなかったことについて

AMSにおいては、現在でも事後の上程案件が一部ありますが、万が一事後となる場合には、事前説明を行う運用を実施しております。

当社においては、直近半年内の事後上程案件は、ほぼ無い状況にあります。

ウ. グループ会社管理が不十分であったことについて

グループ会社管理規程について、平成 19 年 4 月の制定以降、平成 20 年 10 月及び平成 21 年 9 月にそれぞれ改正を行い、その中で、グループ会社の設立基準等を明確にし、その所管を社長室から管理部に移転する見直しを行い、グループ会社管理に対応できる人員を増員することで、より充実した管理指導が行える体制を整えました。また、平成 22 年 8 月 13 日付で、AMS の取締役 3 名が辞任し、当社取締役副社長である國吉芳夫が代表取締役社長に就任するとともに、EC 事業の知識と経験を有した桑原崇が、新任取締役として就任しております。今後は、EC 事業部長を選任し AMS の管理体制を再構築してまいります。

エ. 与信管理及び新規取引に係る調査が不十分であったことについて

当社は、平成 21 年 7 月に与信管理規程を制定するとともに、取引先について

反社会的勢力との繋がりが無い旨の確認を行う運用を実施しております。

オ. AMSにおける業務運営体制が不十分であったことについて

現在 AMS では、人員を増員し、子会社の独自規程として、平成 20 年 11 月に職務権限規程、平成 21 年 1 月に経営会議規程、印章管理規程、平成 21 年 2 月に業務分掌規程、稟議規程等を制定し、順次諸規程の整備を進めております。また、本件取引が行われた当時は、特定の取締役の権限が集中し、発注・検収・支払手続きまで全てを担当する等、相互牽制体制が不十分でありましたが、平成 20 年 6 月に当社管理部管掌役員が AMS 取締役兼務し、また平成 21 年 9 月以降は、当社管理部長が AMS 取締役を兼務することで、相互牽制体制を構築しており、適正な手続きを経なければ、契約書への押印や支払い実行等ができない体制に改善を実施しております。

(2) 再発防止に向けた今後の改善措置

上記(1)の問題点及び現状を踏まえ、当社は、再発防止に向けた今後の改善措置を以下のとおり講じてまいります。

① 企業風土の醸成・意識改革

不適切な会計処理が生じた一因として、リスク管理及びコンプライアンス意識が欠如していたことが挙げられることから(上記(1)②ア及び③ア参照)、次の措置を講じることにいたします。

ア. リスク管理意識の向上

再発防止にあたっては、当社及びグループ会社のすべての役職員のリスク管理意識を高く維持することが不可欠であり、そのためには各分野において、判断能力を有する者による判断が不可欠と考えております。毎年内部統制委員会において、当社及びグループ会社の事業に関するリスクの洗い出しとコントロールについての評価検討、見直しを行い実効性のあるものにしてまいります。

また、リスク管理についての啓蒙活動及び教育等については、管理部、内部監査室等による内部研修や外部の弁護士、会計士等の専門家による研修について検討・実施し、リスク管理意識の向上を図ってまいります。

⇒ 平成 22 年 9 月中にリスクの洗い出しとコントロールの評価検討を実施予定  
平成 22 年 9 月中に教育計画の検討予定、10 月より実施予定

イ. コンプライアンス意識の向上

上場会社の役職員であることの再認識、社会的責任、義務等について啓蒙活動を行い、利益追求だけではなく、投資家のための責任ある事業活動を行おうとす

る企業風土を醸成すべく、役職員向けのコンプライアンス教育について検討・実施し、コンプライアンス意識の向上を図ってまいります。

また、行動規範等の指針の見直しを行うとともに、関連する事項についての方針についても検討を行い、役職員を対象に説明会を実施し周知徹底を図ってまいります。

- ⇒ 平成 22 年 9 月中にコンプライアンス教育を検討・実施予定
- 平成 22 年 10 月中に各指針の見直し検討・実施予定

## ② 経営・業務管理体制等の強化

不適切な会計処理が生じた一因として、当社の経営・業務管理体制等が十分ではなかったことが挙げられることから（上記（1）②イないしオ及び③イないしオ参照）、次の措置を講じることいたします。

### ア. 取締役会による監視の実効性の確保

取締役会における相互牽制の実効性を高めるために社外取締役の増員について検討いたします。また、取締役会における充実した審議を確保するために、付議、報告にあたり、提出すべき資料及び情報についてリスト化しておりますが、再度見直し検討を行うとともに、書類の不備が発生しないよう、周知徹底を図ります。

さらに、現在運用としては開始していますが、事前承認を原則とすること、万が一事後承認となる場合には、上程資料等に事後承認議案である旨及びその理由を記載すること、可能な限り事前説明を行うことを規程化し、かかる運用の徹底を図ります。

- ⇒ 平成 22 年 9 月中に来期社外取締役の増員について検討予定
- 平成 22 年 9 月中に、付議、報告の際の添付資料、検討資料について見直しを実施予定
- 平成 22 年 10 月中に規程の見直し及び業務マニュアルを作成予定

### イ. 監査役指摘事項への対応

取締役会における監査役からの指摘事項については、指摘事項一覧表を作成し改善の進捗管理を行い、管掌の取締役が主体となって徹底的な実態調査と発見された不備についての改善を行い、原則 3 ヶ月以内に改善結果を取締役会で報告する体制を構築するとともに、規程の見直しを行います。

- ⇒ 平成 22 年 9 月より運用を開始予定
- 平成 22 年 10 月までに規程の見直し検討

#### ウ. グループ会社管理体制の強化

グループ会社に対する管理体制の更なる強化を図るべく、チェックすべき項目及び頻度を業務マニュアル等として策定したうえで、実効的な管理を行える業務処理体制を構築してまいります。

あわせて、グループ会社の管理部と当社管理部において定期的にミーティングを開催し、情報共有や問題認識等を行うとともに、管理部において、グループ会社における職務権限の行使状況について、経営会議及び取締役会への上程議案一覧を突き合わせ、上程漏れがないかを確認するとともに、職務権限一覧に沿った稟議申請を行い決裁を得ているかを確認する方法等により定期的なモニタリングを実施し、その結果を内部監査室に報告することとします。

- ⇒ 平成 22 年 9 月よりグループ会社との定期ミーティングを開催予定
- 平成 22 年 9 月より職務権限行使状況のモニタリングを実施予定
- 平成 22 年 10 月中に業務マニュアルを作成予定

#### エ. 業務管理・運営体制の強化

当社においては、内部統制委員会規程を平成 22 年 1 月に施行し、当社グループにおける業務改善を進めておりますが、未だ不十分な点もありますので、以下の改善を実施してまいります。

##### (ア) 与信管理及び取引実体の確認

取引を開始する際、現状当社では、調査会社の評点を基に与信管理を行っておりますが、今後は、新規取引先の紹介者や取引開始経緯を確認するとともに、取引先の規模に応じて実在性や支払い能力の確認をする等、実効性のある与信管理を行うことができる体制を構築いたします。

また、特に重要な資産の購入、販売に当たって、金額の妥当性について十分な検討を行うと共に、納品物については、社内の別担当者によるダブルチェックを必須とする体制を構築してまいります。

さらに、上記体制の構築に合わせまして、取引先について反社会的勢力との繋がりが無い旨の確認について規程化するとともに、取引に関連する与信管理規程、外注管理規程、購買管理規程、販売管理規程等の規程見直し及び業務フローの見直しを行い、実効性のある社内規程業務マニュアル等の整備を実施してまいります。

- ⇒ 平成 22 年 10 月中に与信管理体制を再構築予定
- 平成 22 年 10 月中にダブルチェック体制を構築予定
- 平成 22 年 11 月中に規程見及び業務フローの直しを実施予定

(イ) 帳票等の受領、作成及び資料保管の徹底

AMS においては、稟議書等の重要な社内文書の作成、帳票等の受領、各資料の保管について不十分な点があるため、各種業務マニュアル及び文書管理規程をはじめとする社内規程の再検討並びに業務フローの再構築を早急に実施してまいります。

- ⇒ 平成 22 年 10 月中に規程見直しを実施予定
- 平成 22 年 10 月中に業務フロー見直しを実施予定

(3) 改善措置の実施スケジュールと組織

上記改善措置につきましては、別紙Ⅱ「改善措置の実施スケジュール」に沿って着実に実行してまいります。

(4) 関係者の処分

当社グループでは、外部調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、不適切な会計処理に関する管理者の責任を明確にするため、下記のとおり処分を行いました。なお、報酬の削減措置は、平成 22 年 8 月 13 日付「特別損失の計上及び通期業績予想の修正並びに役員報酬減額を含む経営改善計画の取り組みに関するお知らせ」の発表内容にある業績予想の大幅な修正に伴う経営責任を明確にするための措置と合算で行うこととなります。

① AMS 役員の処分（平成 22 年 8 月 13 日付）

|         |       |    |
|---------|-------|----|
| 代表取締役社長 | 堤 純也  | 辞任 |
| 取締役     | 新田 朋晃 | 辞任 |
| 取締役     | 黒岩 司  | 辞任 |

② 当社役員の処分（平成 22 年 8 月 13 日付）

|         |       |                     |
|---------|-------|---------------------|
| 代表取締役社長 | 堤 純也  | 報酬月額の 40%を 3 ヶ月減額   |
| 取締役副社長  | 國吉 芳夫 | 報酬月額の 30%を 3 ヶ月減額   |
| 取締役     | 木村 貢大 | 報酬月額の 20%を 3 ヶ月減額   |
| 社外取締役   | 八田 武彦 | 報酬月額の 10%を 3 ヶ月減額   |
| 常勤監査役   | 本郷 洋  | 報酬月額の 10%を 3 ヶ月自主返上 |

(5) 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

今般、当社におきまして不適切な取引により、過年度の決算を訂正するという事態になり、株主、投資家、取引先及びその他関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。

上場企業としての重大な責任があると反省するとともに、今後二度と本件のような不適切な会計処理が発生しないように、上記のとおり役員に対して処分を行うと共に、当社グループ全役職員が一丸となり、本報告書でお約束いたしました再発防止策を確実に実行し、信頼回復に向けて鋭意努めてまいり所存であります。

以上

(別紙 I)

過年度の連結業績への影響額 (平成 20 年 3 月期～平成 22 年 8 月期)

連結 (累計)

(百万円)

|                             | 区分    | 項目     | 訂正前(A) | 訂正後(B) | 影響額(B-A) |
|-----------------------------|-------|--------|--------|--------|----------|
| 平成 20 年 3 月期<br>第 3 四半期決算短信 | 損益計算書 | 売上高    | 1,765  | 1,685  | △80      |
|                             |       | 営業損益   | 86     | 6      | △80      |
|                             |       | 経常損益   | 69     | △10    | △80      |
|                             |       | 当期純損益  | △6     | △86    | △80      |
|                             | 貸借対照表 | 純資産    | 2,223  | 2,143  | △80      |
|                             |       | 総資産    | 2,768  | 2,600  | △168     |
| 平成 20 年 3 月期<br>決算短信        | 損益計算書 | 売上高    | 3,118  | 2,813  | △305     |
|                             |       | 営業損益   | 620    | 315    | △304     |
|                             |       | 経常損益   | 571    | 267    | △304     |
|                             |       | 当期純損益  | 278    | △170   | △448     |
|                             | 貸借対照表 | 純資産    | 4,354  | 3,905  | △448     |
|                             |       | 総資産    | 5,234  | 4,535  | △698     |
| 平成 21 年 8 月期<br>第 1 四半期決算短信 | 損益計算書 | 売上高    | 536    | 536    | -        |
|                             |       | 営業損益   | △167   | △165   | 2        |
|                             |       | 経常損益   | △168   | △166   | 2        |
|                             |       | 四半期純損益 | △113   | △126   | △12      |
|                             | 貸借対照表 | 純資産    | 4,266  | 3,805  | △460     |
|                             |       | 総資産    | 5,064  | 4,603  | △460     |
| 平成 21 年 8 月期<br>第 2 四半期決算短信 | 損益計算書 | 売上高    | 1,385  | 1,180  | △205     |
|                             |       | 営業損益   | △146   | △294   | △147     |
|                             |       | 経常損益   | △158   | △305   | △147     |
|                             |       | 四半期純損益 | △156   | △322   | △166     |
|                             | 貸借対照表 | 純資産    | 4,249  | 3,633  | △615     |
|                             |       | 総資産    | 5,093  | 4,425  | △667     |
| 平成 21 年 8 月期<br>第 3 四半期決算短信 | 損益計算書 | 売上高    | 2,134  | 1,929  | △205     |
|                             |       | 営業損益   | △422   | △547   | △124     |
|                             |       | 経常損益   | △476   | △601   | △124     |
|                             |       | 四半期純損益 | △471   | △817   | △346     |
|                             | 貸借対照表 | 純資産    | 3,958  | 3,163  | △795     |
|                             |       | 総資産    | 5,522  | 4,727  | △795     |
| 平成 21 年 8 月期<br>第 4 四半期決算短信 | 損益計算書 | 売上高    | 3,155  | 2,950  | △205     |
|                             |       | 営業損益   | △597   | △699   | △101     |
|                             |       | 経常損益   | △598   | △700   | △101     |
|                             |       | 四半期純損益 | △1,015 | △1,347 | △332     |
|                             | 貸借対照表 | 純資産    | 3,380  | 2,598  | △781     |

|                       |       |        |        |        |      |
|-----------------------|-------|--------|--------|--------|------|
|                       |       | 総資産    | 5,971  | 5,190  | △781 |
| 平成21年8月期<br>第5四半期決算短信 | 損益計算書 | 売上高    | 3,994  | 3,789  | △205 |
|                       |       | 営業損益   | △792   | △850   | △57  |
|                       |       | 経常損益   | △793   | △850   | △57  |
|                       |       | 四半期純損益 | △1,222 | △1,510 | △287 |
|                       | 貸借対照表 | 純資産    | 3,177  | 2,440  | △736 |
|                       |       | 総資産    | 5,348  | 4,612  | △736 |
| 平成21年8月期<br>決算短信      | 損益計算書 | 売上高    | 4,706  | 4,501  | △205 |
|                       |       | 営業損益   | △864   | △888   | △24  |
|                       |       | 経常損益   | △889   | △913   | △24  |
|                       |       | 当期純損益  | △1,389 | △1,644 | △254 |
|                       | 貸借対照表 | 純資産    | 3,476  | 2,772  | △703 |
|                       |       | 総資産    | 5,042  | 4,338  | △703 |
| 平成22年8月期<br>第1四半期決算短信 | 損益計算書 | 売上高    | 1,335  | 1,335  | -    |
|                       |       | 営業損益   | 92     | 138    | 46   |
|                       |       | 経常損益   | 77     | 123    | 46   |
|                       |       | 四半期純損益 | 96     | 142    | 46   |
|                       | 貸借対照表 | 純資産    | 3,570  | 2,912  | △657 |
|                       |       | 総資産    | 5,093  | 4,436  | △657 |
| 平成22年8月期<br>第2四半期決算短信 | 損益計算書 | 売上高    | 1,952  | 1,952  | -    |
|                       |       | 営業損益   | △213   | △121   | 92   |
|                       |       | 経常損益   | △244   | △151   | 92   |
|                       |       | 四半期純損益 | △222   | △129   | 92   |
|                       | 貸借対照表 | 純資産    | 3,253  | 2,642  | △611 |
|                       |       | 総資産    | 4,626  | 4,015  | △611 |

個別（累計）

（百万円）

|                       | 区分    | 項目    | 訂正前(A) | 訂正後(B) | 影響額(B-A) |
|-----------------------|-------|-------|--------|--------|----------|
| 平成20年3月期<br>第3四半期決算短信 | 損益計算書 | 売上高   | 1,533  | 1,493  | △40      |
|                       |       | 営業損益  | △89    | △129   | △40      |
|                       |       | 経常損益  | △102   | △142   | △40      |
|                       |       | 当期純損益 | △93    | △133   | △40      |
|                       | 貸借対照表 | 純資産   | 2,137  | 2,097  | △40      |
|                       |       | 総資産   | 2,458  | 2,418  | △40      |
| 平成20年3月期<br>決算短信      | 損益計算書 | 売上高   | 2,743  | 2,573  | △170     |
|                       |       | 営業損益  | 334    | 164    | △170     |
|                       |       | 経常損益  | 297    | 127    | △170     |
|                       |       | 当期純損益 | 136    | △33    | △170     |
|                       | 貸借対照表 | 純資産   | 4,220  | 4,050  | △170     |

|                      |       |       |       |       |      |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|------|
|                      |       | 総資産   | 4,682 | 4,512 | △170 |
| 平成 21 年 8 月期<br>決算短信 | 損益計算書 | 売上高   | 4,046 | 3,966 | △80  |
|                      |       | 営業損益  | △221  | △287  | △66  |
|                      |       | 経常損益  | △203  | △270  | △66  |
|                      |       | 当期純損益 | △837  | △974  | △137 |
|                      | 貸借対照表 | 純資産   | 3,912 | 3,604 | △307 |
|                      |       | 総資産   | 4,824 | 4,517 | △307 |

(別紙Ⅱ)

改善措置実施のスケジュール

| 改善措置項目                 | 平成22年 |     |     |     | 平成23年 |      |
|------------------------|-------|-----|-----|-----|-------|------|
|                        | 9月    | 10月 | 11月 | 12月 | 1月    | 2月以降 |
| ① 企業風土の醸成・意識改革         |       |     |     |     |       |      |
| ア リスク管理意識の向上           |       |     |     |     |       |      |
| リスクの洗い出しとコントロールの評価検討   | 実施    |     |     |     |       |      |
| 教育計画の検討                | 検討    | 実施  | →   |     |       |      |
| イ コンプライアンス意識の向上        |       |     |     |     |       |      |
| コンプライアンス教育の検討・実施       | 検討・実施 |     |     |     |       |      |
| 各指針の見直し検討・実施           | 検討・実施 | →   |     |     |       |      |
| ② 経営・業務管理体制の強化         |       |     |     |     |       |      |
| ア 取締役会による監視の実効性の確保     |       |     |     |     |       |      |
| 采期社外取締役の増員検討           | 検討    |     |     |     |       |      |
| 付議・報告の添付資料、検討資料の見直し    | 実施    |     |     |     |       |      |
| 規程の見直し、業務マニュアルの作成      | 実施    | →   |     |     |       |      |
| イ 監査役指摘事項への対応          |       |     |     |     |       |      |
| 改善結果報告の運用開始            | 実施    | →   |     |     |       |      |
| 規程の見直し                 | 実施    | →   |     |     |       |      |
| ウ グループ会社管理体制の強化        |       |     |     |     |       |      |
| グループ会社との定期ミーティング       | 実施    | →   |     |     |       |      |
| 職務権限行使状況のモニタリング        | 実施    | →   |     |     |       |      |
| 業務マニュアルの作成             | 実施    | →   |     |     |       |      |
| エ 業務管理・運営体制の強化         |       |     |     |     |       |      |
| (ア) 与信管理及び取引実態の確認      |       |     |     |     |       |      |
| 与信管理体制の再構築             | 実施    | →   |     |     |       |      |
| ダブルチェック体制の構築           | 実施    | →   |     |     |       |      |
| 規程の見直し、業務フローの作成        | 実施    | →   |     |     |       |      |
| (イ) 帳票等の受領、作成及び資料保管の徹底 |       |     |     |     |       |      |
| 規程の見直し                 | 実施    | →   |     |     |       |      |
| 業務フローの見直し              | 実施    | →   |     |     |       |      |